

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年6月3日（令和2年（行個）諮問第90号）

答申日：令和3年12月9日（令和3年度（行個）答申第105号）

事件名：本人に対する遺族補償給付の支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者の夫特定個人（フリガナ 生年月日特定年月日）が、平成25年特定日に労災事故（過労死）にあって、その後亡くなった件で、特定労働基準監督署長に請求（申請）した労災遺族補償給付に係る調査結果復命書及びその関連資料一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年11月8日付け埼労発基1108第4号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

部分開示とした理由は不相当であり、不開示となる法令上の要件を満たしていない。

（2）意見書

ア 本件開示決定通知書に記載されている不開示とした理由及び補充理由説明書に記載されている不開示とした理由に対して、反論のしようがない。なぜなら、不開示とされた部分は黒塗りにされており、当該部分にどのようなことが記載されているか当方には分からないからである。

イ 情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の公式サイトを確認したところ、インカメラ審理・ヴォーンインデックス・

必要な調査を行う権限があるとの説明がされていたので、審査会であれば、これらの権限に基づき、黒塗りされていない原本を確認できると思われる。

については、審査会において、これらの権限に基づき、黒塗りにされていない原本を確認いただきたい。その上で、不開示とされている部分が、本当に法14条各号に該当するのか、判断していただきたい。

ウ 当方としては、あくまで全部開示を求めているが、例えば、面談録取書及び電話録取書については、相手方の所在地、事業所名、職氏名以外は開示しても、相手方は特定されないはずであるので、少なくとも当該部分以外は開示すべきであると考え。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の趣旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年9月6日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年2月13日付け（同月17日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとした上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考え（補充理由説明書による修正は、文書12③について法14条2号該当性を追加するというものである。）。

3 理由

- (1) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書2①、4①、7①、8①、9、11①、12①及び③並びに13②は、審査請求人以外の姓、氏名、印影等、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものである。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1③、11②、12④及び13④は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。

これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を

害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

(ア) 文書4②、7②、8②、12②及び13①は、特定法人の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これにふさわしい形状のものであることから、これを開示すると、偽造により悪用されるおそれがあるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、文書1①及び②、2②、6、12③並びに13③は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。当該部分は、これを開示すると、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から当該事業場が不当な干渉を受け、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1②及び12③は、特定事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書1③、11②、12④及び13④は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容である。これらの聴取内容等が開示された場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1①及び②、6、12③並びに13③は、事業場の業務内容等に関する情報であり、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られ

たものである。当該部分を開示すると、これを知った当該事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示する（注）こととした上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

（注）理由説明書では、新たに開示することとした主な部分として、文書2「資料一覧」の「資料No. 46のうち「筆頭者」、資料No. 75（法人名及び受付日を除く。）及び資料No. 76」を挙げ、その開示理由を「審査請求人が知り得る情報であるため」としている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年6月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 令和3年4月8日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月3日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年11月22日 審査請求人から意見書を收受
- ⑦ 同年12月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1

(ア) 通番 1 (1)

当該部分は、特定監督署担当官が作成した特定疾患の業務起因性判断のための調査復命書（以下「調査復命書」という。）の「事業場内における被災労働者の位置づけ」（以下「位置づけ図」という。）に記載された特定事業場の組織図の一部であり、災害発生時点の特定事業場の代表者の氏名及び被災労働者が所属していた特定事業場の部課名である。

諮問庁は、位置づけ図のうち特定事業場代表者の職名を新たに開示するとしており、その氏名は、原処分において開示されている情報から明らかである。その余の部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番 1 (2)

当該部分は、被災労働者が給与の振込口座を開設していた金融機関の名称である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同じ内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法 14 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番 3

当該部分は、調査復命書の一部であり、戸籍の附票から判明した事実についての記載である。当該部分は、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同じ内容であり、審査請求人自身の住所に関する情報として同人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番 4, 通番 1 4 及び通番 2 1 (下記コを除く。)

当該部分は、調査復命書の添付資料の資料一覧並びに電話聴取書及び面談録取書の記載の一部であり、被聴取者の属性記載のうち所属事業者の名称及び住所並びに照会先担当者の職氏名の記載のうち所属事業所名である。

当該部分は、当該各被聴取者及び担当者の氏名と併せて、それぞれ法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番 5

当該部分は、調査復命書の添付資料の資料一覧の記載の一部であり、照会先金融機関の事業所名及び回答文書の受付日である。

当該部分は、下記ケの通番 1 8 と同様、原処分において開示されている情報と同じ内容であるか、又はそれから推認できる内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イに該当せず、開示すべきである。

オ 通番 1 1

当該部分は、東京都監察医務院から特定監督署に提出された意見書の送付文書に記載された院長の氏名並びに当該意見に記載された同院医師の署名及び印影である。

当該部分は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該部分のうち、医師の署名及び印影については、原処分において開示されているものと同じであり、また、東京都の一部局である東京都監察医務院の院長の氏名は、東京都ウェブサイトにおいて公にされている。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

カ 通番 1 2 及び通番 2 0

当該部分は、東京都監察医務院の意見書の送付文書に押印された同院院長の印影及び特定監督署の照会に対する回答文書に押印された日

本年金機構特定事務所長の印影である。

東京都監察医務院は東京都の一部局、日本年金機構は法に定める独立行政法人等の一つであり、地方公共団体及び独立行政法人等は、法14条3号本文の対象から除かれている。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

キ 通番13

当該部分は、審査請求人の亡父である特定個人の戸籍に記載されている者全員の除籍謄本及び特定監督署長から特定市長に宛てた当該特定個人に係る戸籍謄本等の交付依頼文書の記載の一部である。当該部分のうち交付依頼文書には、審査請求人の亡父である特定個人の氏名及び本籍が記載されており、その余の部分には、特定個人及びその戸籍に入籍していた者の氏名、本籍、出生日、父母名、婚姻関係等の詳細な情報が記載されている。

当該部分は、それぞれ審査請求人以外のこれらの者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法14条2号本文前段に該当する。しかしながら、当該部分は、審査請求人の亡父の氏名及び本籍の記載並びにその除籍謄本であり、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ク 通番15及び通番16

当該部分は、特定監督署担当官が作成した電話録取書及び面談録取書に記載された特定事業場における被災労働者の日常の業務内容及び生活態様並びに電話録取書の相手方欄「職業」に記載された事業所名及び部署名である。

当該部分は、各被聴取者の氏名と併せて、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するが、そのうち当該部分は、原処分が開示されている情報と同じ内容であるか、又はそれから推認できる内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番18

当該部分は、特定監督署から被災労働者及び審査請求人の関係金融

機関に対する照会文書の決裁文書及び金融機関からの回答文書（添付文書を含む。）の記載の一部であり、照会先金融機関の名称、担当部署名、住所、金融機関番号及び支店番号、口座名義人である審査請求人の住所、氏名、口座番号等並びに審査請求人名義の口座の預金取引明細表のほか、特定監督署の受付印である。当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分（受付印を除く。）は、審査請求人本人の口座取引の記録のほか、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は、特定監督署の受付印にすぎない。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

コ 通番21(1)

当該部分は、特定監督署からの照会に対する日本年金機構の回答文書に記載された担当者連絡先のうち部署名である。

当該部分は、当該担当者の氏名と併せて、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち当該部分は、法に定める独立行政法人等である日本年金機構の職員の職務の遂行に係る情報であることから、同号ただし書ハに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

サ 通番22

当該部分は、特定監督署担当官が作成した平均賃金の算定に係る調査結果復命書（以下「算定復命書」という。）の記載の一部であり、審査請求人の夫と特定事業場との雇用契約に関するやり取りが記載されている。

当該部分は、原処分で開示されている情報と同じであるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法1

4条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

シ 通番23

当該部分は、特定監督署担当官が作成した電話録取書に記載された被災労働者の平均賃金の算定に関する特定事業場の申立内容である。当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、原処分において開示されている情報と同じ内容であるか、又はそれから推認できる内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性について

通番4、通番6、通番9、通番11、通番14、通番16及び通番21は、資料一覧に記載された電話又は面談による被聴取者の属性及び職氏名、特定事業場の報告書に記載された担当者の署名、特定事業場の時間外協定書兼同届及び再雇用制度に関する労使協定書に記載された労働者代表の署名及び印影、労働時間集計表の担当者訂正印、東京都監察医務院の意見書送付文書に記載された担当者の氏名、照会先機関からの回答文書に記載された担当者氏名並びに電話録取書の「相手方」欄に記載された被聴取者の属性、職氏名、電話番号等である。

当該部分は、いずれも法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分のうち職氏名、印影等の個人を識別することができることとなる部分については、部分開示の余地はない。その余の部分については、これを開示すると、当該個人を特定する手掛かりとなることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

(ア) 通番18(下記(イ)を除く。)

当該部分は、特定監督署からの照会に対する関係金融機関からの

回答文書に記載された連絡先部署名及び電話番号並びに回答内容に係る注記である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号口及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番18③b

当該部分は、特定監督署からの照会に対する金融機関からの回答文書の発信元に記載された当該金融機関の担当役員及び職員の職氏名である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び口並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番3③b

当該部分は、調査復命書に記載された被聴取者の属性及び氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて検討するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番3（上記（ア）を除く。）、通番15、通番19及び通番23

当該部分は、電話録取書及び面談録取書に記載された特定監督署担当官が審査請求人以外の個人から聴取した内容及びその調査復命書への引用部分である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、被聴取者等が労災給付請求者である審査請求人からの批判等をおそれ、自身が認識して

いる事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難になり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ該当性について

通番7、通番10、通番17及び通番20は、特定事業場からの報告書及び提出文書に押印された事業主の印影並びに金融機関の回答書に押印された当該金融機関の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

通番2は、特定監督署担当官が作成した調査復命書の一部であり、特定監督署による預金口座の取引状況の調査結果が記載されている。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定監督署による調査手法や内容が明らかとなり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番1

当該部分は、位置づけ図の一部であり、審査請求人が知り得る情報を含むと認められるものの、被聴取者を示す記号が分かち難く記載されている。このため、当該部分は、これを開示すると、特定監督署が聴取を行った相手方が誰であるかが明らかとなる。

したがって、当該部分は、上記オと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番8

当該部分は、特定事業場が特定監督署に提出した資料の一部であ

り、賃金台帳に記載された特定事業場の職員（被災労働者を除く。）の個人ごとの賃金内訳である。

当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、法14条3号イ及び7号柱書きに該当する旨説明するが、当該部分には、各職員の賃金内訳が行ごとに表示されており、それぞれが審査請求人以外の個人に関する別個の個人情報であると認められる。このため、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

（ウ）通番22

当該部分は、算定復命書に引用された特定事業場からの聴取内容の記載の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウ（イ）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

（1）審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）ウ）において、面談録取書及び電話録取書（文書11）のうち少なくとも特定個人を識別できる部分を除く部分を開示すべきである旨主張するが、上記2（2）ウのとおり、当該部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められることから、審査請求人の主張を採用することはできない。

（2）審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の通番8に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であり、通番8及び3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示を維持すべきとしている部分		3 2欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性	通番	
1	特定疾患等（負傷に関するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書	① 7頁組織図（諮問庁開示部分を除く。）、13頁30行目不開示部分	3号イ、7号柱書き	1	(1) 7頁組織図1行目代表者の氏名、5行目左側不開示部分 (2) 13頁
		② 13頁35行目ないし37行目不開示部分	3号イ及び口、7号柱書き	2	—
		③ a 12頁及び13頁18行目ないし21行目の各不開示部分（bを除く。） ③ b 13頁18行目及び19行目の各1文字目ないし7文字目	2号、7号柱書き	3	12頁
2	資料一覧	① 資料No. 46, No. 59ないしNo. 64, No. 69ないしNo. 71及びNo. 77の各不開示部分	2号	4	No. 60ないしNo. 63の事業所名部分, No. 77のうち事業所名及び部署名
		② 資料No. 72及びNo. 75の各不開示部分（諮問庁開示部分を除く。）	3号イ	5	全て
3	審査請求人提出資料	—	—	—	—
4	報告書	① 1頁署名	2号	6	—
		② 1頁事業主印影	3号イ	7	—
5	タイムカード	—	—	—	—
6	賃金台帳	不開示部分全て	3号イ、7号柱書き	8	—
7	事業場	① 30頁、32頁及	2号	9	—

	提出資料①	び 3 3 頁の各署名及び個人印影, 3 1 頁署名, 3 5 頁, 3 6 頁及び 3 9 頁の各印影			
		② 3 0 頁, 3 2 頁, 3 3 頁, 4 4 頁及び 4 5 頁の各事業主印影	3 号イ	1 0	—
8	意見書	① 1 頁及び 2 頁の各医師署名及び印影, 3 頁院長氏名, 担当者氏名	2 号	1 1	1 頁及び 2 頁の医師署名及び印影, 3 頁院長氏名
		② 3 頁院長印影	3 号イ	1 2	全て
9	戸籍謄本等	1 頁, 2 頁及び 4 頁の各不開示部分	2 号	1 3	全て
1 0	聴取書等①	—	—	—	—
1 1	聴取書等②	① 1 頁, 2 頁, 4 頁, 5 頁, 7 頁, 1 0 頁及び 2 1 頁ないし 2 3 頁の各相手方欄	2 号	1 4	2 頁, 4 頁及び 7 頁の相手方欄「所在地」及び「事業所名」, 5 頁相手方欄「職業」の事業所名部分
		② ①を除く不開示部分全て	2 号, 7 号柱書き	1 5	2 頁 2 行目 2 文字目ないし 1 3 文字目, 3 行目 1 1 文字目ないし 1 8 文字目, 1 6 行目 2 文字目ないし 1 7 行目 1 2 文字目, 3 1 文字目ないし 1 8 行目 1 3 文字目, 5 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目, 1 8 行目 4 文字目ないし 1 9 行目, 2 5 行目, 2 6 行目, 6 頁 1 行目 2 文字目ないし最終文字, 2 行目 1 1 文字目ないし 3 行目 6 文字目, 1 7 文字目ないし 5 行目, 7 頁 4 行目 6 文字目ないし 1 6 文字目, 6 行目ないし 7 行目 5 文字目, 8 頁 1 5 行目 1 5 文字目ないし 1 6 行目 3 5 文字目, 1 8 行目 7 文字目ないし 3 5 文字目, 1 9 行目 1 7 文字目ないし 3 2 文字目, 2 5 行目 7 文字目ないし 2 6 行目, 9 頁 2 行目 7 文字目ないし最終文字
1 2	関係資料	① - 1 1 頁担当者印	2 号	1 6	① - 2 の相手方欄「職業」

	料①	影 ①－ 2 3 4 頁及び 8 0 頁ないし 8 2 頁の各 相手方欄			
		② 1 頁, 3 5 頁及び 3 9 頁の各事業者印影	3 号イ	1 7	－
		③ a 1 頁不開示部分 (① 及び ② を 除 く。), 3 頁ないし 3 0 頁, 3 2 頁, 3 9 頁 ないし 7 4 頁及び 7 8 頁の各不開示部分 ③ b 3 9 頁担当役職 員の職氏名	2 号, 3 号イ 及 び 口, 7 号柱書 き	1 8	1 頁「回答者氏名」欄, 3 頁 ないし 3 0 頁不開示部分, 3 2 頁宛先, 3 9 頁発信元部分 1 行目ないし 3 行目, 記 1 行 目ないし 8 行目, 監督署受付 印, 4 0 頁ないし 7 4 頁 (4 0 頁欄下の注記を除く。), 7 8 頁宛先
		④ ①ないし③以外の 不開示部分	2 号, 7 号柱 書き	1 9	－
1 3	関係資 料②	① 1 頁及び 5 1 頁の 各公印印影	3 号イ	2 0	1 頁
		② 1 頁不開示部分 (① を 除 く。), 2 頁 印影, 3 7 頁不開示部 分, 4 3 頁及び 4 4 頁 の各相手方欄	2 号	2 1	(1) 1 頁担当者職名部分 (2) 4 3 頁及び 4 4 頁の相 手方欄「職業」の事業所名部 分
		③ 3 3 頁不開示部分	3 号 イ, 7 号柱書 き	2 2	1 行目ないし 2 行目 2 9 文字 目, 4 行目, 9 行目 1 文字目 ないし 1 0 文字目, 2 5 文字 目ないし 1 2 行目, 1 6 行目 1 文字目ないし 1 3 文字目, 1 7 文字目ないし最終文字
		④ ①ないし③を除く 不開示部分 (諮問庁開 示部分を除く。)	2 号, 7 号柱 書き	2 3	4 3 頁 1 行目 2 文字目ないし 2 3 文字目, 3 2 文字目ない し 2 行目 7 文字目, 5 行目 7 文字目ないし 1 3 文字目, 6 行目 9 文字目ないし 7 行目, 4 4 頁 1 行目 7 文字目ないし 2 8 文字目, 2 行目 1 8 文字 目ないし 6 行目, 8 行目 2 0 文字目ないし 3 6 文字目, 1 1 行目 1 文字目ないし 1 0 文 字目, 2 5 文字目ないし 1 4 行目, 1 5 行目 2 文字目ない し 2 1 文字目